

4月期昇格発
令結果（裏面）

平成27年度定員で 削減数を一人でも上回る増員の実現を

業務改革による定員再配分 新たな増員要求枠が設定

国交管ユニオンは、連年の定員削減により長時間労働や労働強化が進み、在職死亡やメンタルでの休職が多発する異常な職場実態を改善するために、今年度を増員元年として、増員実現の運動を取り組んでいます。

政府は、2010年度から2014年度の5年間の定員削減計画の実行で、目標数を大幅に上回る32,206人の合理化を達成し

たとえています。そして今回、平成26年7月25日「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」の閣議決定で「平成27年度以降対基準年度未定員比で毎年2%、5年で10%以上を合理化することを基本とする」事を決め

ました。しかし、その中で、「計画期間中の定員管理」として、「各府省の自己改革を促進する観点から、合理化目標数の一部については、内閣人事局の定めるところにより、業務改革の定員合理化の具体的な取り組みと

併せて再配置の要求を行うことができるものとする」と新たな増員について認めることも確認されています。

この閣議決定前7月3日に行われた国公労連と内閣人事局との交渉で、内閣人事局は「5年10%の位置づけは、内閣の重要政策に対応できる体制・人材を再配置。そのために、まずは毎年2%の定員についていったん合理化して、そのなかで必要な部署に再配置させていただくことを



考えている。」と回答しています。

一方、国土交通省は「再配置の項目で新たな増員ができる。理論的には増員の可能性が無いわけではない」27年度が重要との話はわかる部分もある。まずは12月の予算の段階に向けて努力していきたい」と本省折衝で回答している。そして、概算要求したのが下の表の数字です。

職場からの職員を増やせの声を 本省・内閣府人事局に届けよう

これまでと違うのは、「業務改革による定員再配分」の増員が内閣人事局に認められているところです。

概算要求時の定員要求と決定定員数

	概算要求時						決定		
	内閣府提示の要求上限	復興関連などの限つき要員数	業務改革による定員再配分	要求総数	定員合理化数	差し引き	新規増員数	定員合理化数	差し引き
平成26年度	1,171	265	—	1,436	1,061	375	694	1,106	-412
平成27年度	937	91	470	1,498	1,245	253			

ており「職員を増やしてほしい」と悲鳴にも近い声が上がっています。大蔵海岸陥没事故の最高裁判決が出され「国の管理する海岸・河川・道路等で、自治体・民間が占有している物件であっても、その管理責任は国にまで及び」とし、個人が刑事被告人になりうるとしています。現在の事務所・出張所の職場実態では、十分な管理体制がとれず、いつ何時事故などが発生し、第一線の管理職員が刑事被告人の席に座らせられる可能性もあります。

各地整の事務所長・副所長会議等で「職員を増やしてほしい」という声を地整当局に上げさせ、各地整からも本省に「職員を増やしてほしい」の声が届くように運動を展開しましょう。ユニオンは、内閣人事局に対して「要求書」を提出し、団体交渉を申し入れ団体交渉で追及していきます。定削減を一人でも上回る増員を勝ち取りましょう

管理職員等アンケートの協力ありがとうございました。集計結果は後日お知らせします。
(まだ、受け付けています)

これまでの実態は、増員数が削られ、結果としてマイナス査定になっています。職場の定数は限度を超え

誰でも55歳までに6級昇格を！ 当面定年退職2年前までに6級昇格を

平成26年度定年退職者の昇格発令状況

役職	既6級	定年退職前6級昇格発令時期					未発令	計
		24ヶ月	18ヶ月	15ヶ月	12ヶ月	6ヶ月		
事務所課長			53		15		68	
出張所長		2	1		36	2	41	
事務所建設専門官	3				7	6	16	
事務所官ポスト	6	7	5		1	1	20	
副所長	38					0	38	
事務所長・管理所長	8					0	8	
局・補佐						5	5	
局・課長	3					0	3	
局・官ポスト	64					0	64	
地理	11	1				0	12	
計	133	10	59		59	0	275	

6級昇格
今回の四下期発令の結果、275名の平成26年度未定年退職者とする管理職員などの内、261名が6級以上の級で定年退職を迎えることになりました。管理職ポストでは2名の出張所長が未発令になっています。中でも、ポスト歴3年、在級2年にも関わら

ポスト歴3年、在級2年で、26年度定年退職者の出張所長が未発令。一方で出張所長の中抜き発令も

平成26年度4月期の昇格発令が6月9日までに全地整で発令されました。ユニオンでは発令結果を基に分析を行い、問題点等の評価を行いましたので報告します。

す26年度定年退職者の出張所長が未発令。その一方で出張所長の中抜き発令がされています。今後の発令に向けて引き続き全員の6級発令を追及していきま

昨年引き続き定年退職2年前の課長の6級昇格がされませんでした。これは、「出張所長・課長・官ポストの昇格発令に差をつける」という当局の方針によるものです。この結果、出張所長は定年退職1年前、課長は定年退職1

8ヶ月前、事務所官ポストは定年退職2年前の発令基準が設けられつつあります。10月発令できる定数があれば4月発令も可能であることは、当局も否定していません。格差温存のためだけに課長6級発令を半年間遅らしているのです。これでは「全体として悪くなる方向の努力」としか理解

できません。「管理職員等のポスト」では12名の管理職員等が6級未昇格です。未昇格の管理職員等の大半を建設専

平成26年度 昇格発令結果

2014.4.1現在

役職	6級昇格					5級昇格		計
	定年退職					不明	その他	
	24ヶ月	18ヶ月	15ヶ月	12ヶ月	小計			
事務所課長	(63)		15(13)	15(76)		1	16	事務所課長 141
出張所長	(3)		36(31)	36(34)		4	40	出張所長 47
建設専門官			7(3)	7(3)			7	事務所建設専門官 21
事務所官ポスト	15(14)		1(2)	16(16)		3	21	局・建設専門官 42
副所長						0	0	課長補佐 69
局・建設専門官			(1)	(1)		2	2	不明 0
計	15	0	59	74		4	27	105
()書は昨年発令	17	63	50	130		31	161	未調査あり 406

一方「管理職員等ポスト」の中でも、事務所官ポストは、ほとんどが定年2年前までに発令されています。が、事務、技術、用地の職種ごとでも、S29、S336年生の幅があり各地整による基準があいまいです。

門官と局補佐が占めています。が、退職時に官ポストにいるか管理職ポストにいるかによって、昇格に格差を持ち込まれる実態は問題です。

副所長などの評価替え、品確課長などの広域担当課長等による定数拡大を重点に

5級昇格
局補佐、建設専門官はS40年生以前(近畿はS41年生以前)から事務所課長は概ねS39年生以前、出張所長はS38年生以前からの発令となっており、昨年と同様な発令年齢となっています。

めてやっているのであれば、評価は出来る。職責が高くなっているのは分かるこの回答もしています。また、人事院は、課長の職責は上がってはいるが、事務所でのポストが増えている、事務所長ほどの評価替えは考えられない」とも回答しています。

① ユニオンは、誰でも55歳までに6級昇格、当面定年退職2年前までに6級昇格できるように定数改善や職責の評価を見直すことを人事院や国土交通省当局に要求をしています。

職場では、組織や業務の内容がこれまで以上に高度に広域・複雑化しています。それによってこれまで課長はワンランクアップしていますが、事務所長は三ランクから四ランクアップとなつてきている実態もあり、事務所長並みの評価替えを追及します。

② 当面は、副所長課長・出張所長、地方測量部課長の評価替えを当面の重点として取り組みます。特に、昨年より品確課長などのポストが複数の事務所の業務を行っている実態などがあ

りました。その結果、人事院は「他の事務所の分も含

③ 今後、秋に向けた級別定数改善のための人事院交渉ではこれらのポイントを重点に追及していくこととします。なお、人事院は「見直しの対象とするのは当局の対応」とも回答しており、国土交通省当局にも、これまでにポストの評価替え、定数拡大に熱心になつてもらう必要があります。

